

《共済期間の初日が令和元年 12 月 31 日以前の自動車共済にご加入の皆さまへ》

JA 共済からのお知らせ

～自動車共済約款の一部変更について（令和 2 年 1 月）～

平素は JA 共済をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

JA 共済では、共済期間の初日が令和 2 年 1 月 1 日となる自動車共済のご契約から仕組改訂を実施いたします。これに伴い、自動車共済約款の規定を変更いたしますが、一部の変更内容については、共済期間の初日が令和元年 12 月 31 日以前のご契約にも適用いたしますので、ご加入の皆さまへお知らせいたします。

1. 共済約款の変更規定の整備【対象：すべてのご契約】

(1) 概要

令和 2 年 4 月に民法が改正され、約款を用いた取引に関するルールが新たに定められます。その中で、既に締結されている契約に適用している約款の内容について、所定の要件を満たすことにより、約款準備者（事業者）が変更できる旨のルールが規定されています。

この民法のルールは、自動車共済契約に用いる自動車共済約款（普通約款のほか、特則および特約を含みます）についても適用されます。

このため、共済契約者等の不利益にならない場合に、JA 共済が自動車共済約款の内容を変更することができる旨を定めた現行の約款規定について、改正後の民法が定める「約款内容を変更できる旨のルール」に基づき、JA 共済が自動車共済約款の内容を変更することができる旨の内容に変更することとしました。

民法による自動車共済約款の変更イメージ

保障の追加・拡充等の有利な変更のほか、不利益な変更であっても、法令の改正や社会経済情勢を踏まえて、合理的な場合には自動車共済約款の内容を変更することがあります。



民法による約款内容の変更が可能な場合

- ① 変更が加入者の一般の利益に適合する場合（有利変更）
- ② 変更が契約の目的に反せず、かつ、変更に係る諸事情に照らして合理的な場合（合理的変更）

(2) 変更後の共済約款の内容

別紙のとおり。

(3) 効力発生時期

令和2年4月1日から適用します。

2. 人身傷害保障条項のライブニッツ係数表等の変更【対象：人身傷害保障条項付帯のご契約】

(1) 概要

自動車共済の人身傷害保障条項では、自動車事故により被った後遺障害または死亡による損害額のうち、逸失利益等の額について、民法の法定利率をもとに算出した“ライブニッツ係数”を用いて算出しています。

この法定利率は、令和2年4月の民法改正によって、これまでの5%から3%に変更されます。これに伴い、自動車共済の人身傷害保障条項についても、令和2年4月1日以降に発生した事故に対しては、法定利率3%により算出した“ライブニッツ係数”を適用することとしました。なお、この変更により算出される損害額は高くなります。

また、人身傷害保障条項の損害額の算定において用いる人身傷害保障条項損害額基準の付表の運用を定めた注意事項について、適正な損害額を算出するため、自賠責共済で用いる「自動車損害賠償責任保険の保険金及び自動車損害賠償責任共済の共済金等の支払基準」の別表の値が変更された場合には、その別表の値を用いて損害額を算出することがある旨の内容に整備します。

<この変更前後における人身傷害保障共済金の額（死亡時の逸失利益の額）の計算例>

年収600万円の45歳男性（被扶養者1人）が、ご契約のお車を運転中に事故に遭い死亡された場合

変更前 (令和2年3月31日以前に発生した事故の場合)	変更後 (令和2年4月1日以降に発生した事故の場合)
(6,000,000円(収入額) - 2,400,000円(生活費)) × <u>13.163</u> (就労可能年数に対応するライブニッツ係数)	(6,000,000円(収入額) - 2,400,000円(生活費)) × <u>15.937</u> (就労可能年数に対応するライブニッツ係数)
= <u>47,386,800円</u>	= <u>57,373,200円</u>

※ 実際の共済金のお支払いにあたっては、設定されている共済金額が上限となります。

(2) 変更後の共済約款の内容

別紙のとおり。

(3) 効力発生時期

令和2年4月1日から適用します。ただし、変更後のライブニッツ係数については、令和2年4月1日以降に発生した事故に適用します。

3. 自動継続特約による継続後契約の適用約款の明確化【対象：自動継続特約付加のご契約】

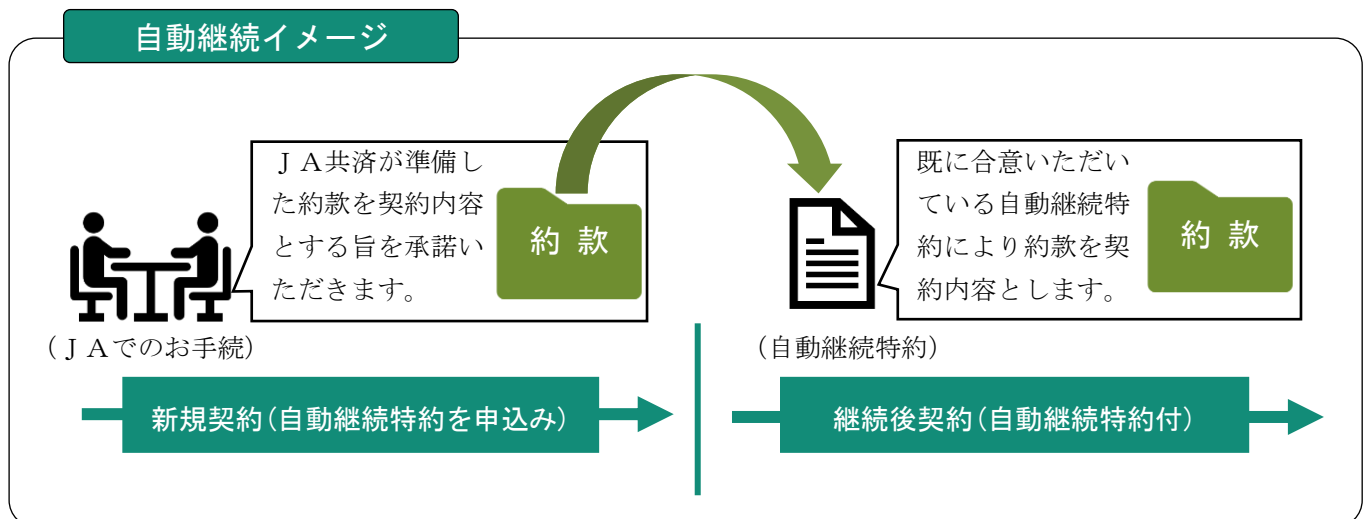
(1) 概要

前述のとおり、令和2年4月に民法が改正され、約款を用いた取引に関するルールが新たに定められます。その中で、約款を契約内容とする旨の契約当事者間の合意があった場合または約款準備者（事業者）から約款を契約内容とする旨の表示があった場合には、約款の詳細な規定についても、契約内容となる旨が定められております。

この民法の趣旨を踏まえ、自動継続特約により継続のご契約については、その継続日（＝継続後のご契約の共済期間の初日）に対応するJA共済が準備した自動車共済約款を適用し、契約内容とする旨を自動継続特約に明確化することとしました。なお、この変更はわかりやすい約款規定とするためのものであって、これまでの取扱いを変更するものではありません。

※1 自動継続特約によらないご契約のお手続にあたっては、共済契約申込書の提出等のお手続の一環として、自動車共済約款を契約内容とする旨の承諾をいただきます。

※2 自動継続特約の規定のほか、よりわかりやすい適用約款のご案内方法として、継続前にお届けする案内書類にも自動車共済約款を契約内容とする旨の表示を行います。



(2) 変更後の共済約款の内容

別紙のとおり。

(3) 効力発生時期

令和2年1月1日から適用します。

以上